

(意見1)

(1) 第8期管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書(以下「本方法書」という)第6章「方法書関係地域の範囲」(6-1頁)について

意見

方法書関係地域の範囲の算出があいまいであるため、本方法書の関係地域の範囲の算出にあたっては、環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月4日公布)に基づき適正に算出し、設定すること。なお、これにより行政区域をまたぐ場合は、これに必要な然るべき手続きを経ること。

意見の理由

本方法書における関係地域の範囲として、景観上の環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、旧上野市エリア、水質の影響範囲として予野川を含む排水流入河川、それ以外(大気質、騒音、振動等、生物)の影響範囲は事業実施区域境界から200m程度の設定となっているが、社会通念上から見ても、騒音・振動はこの程度と考えられるが、生物や、特に水質と大気質については、影響範囲がはるかそれ以上になると思われる。実際、本方法書3-6頁に記載の風配図では、冬季(11月～3月頃)においては西向きの風が多く、それ以外の時期(4月～10月頃)では、北北東向きの風が多い。つまり、本事業場の立地地区(予野区:南～東南東)よりも、むしろ西に近接する白檜地区の居住区や奈良県石打地区などの旧月ヶ瀬村の居住区、北北東にある旧上野市街地エリアへの大気の影響割合のほうが多いことが見て取れる。事実、当方は、本事業場が創業される以前から予野地区に住んでいるが、煙突から昇る煙(排出ガス)の多くが、風配図の通り当地区以外に多くなびている日のほうが多い。

通常、類似の環境影響評価を見ている、「環境影響の範囲が最も大きいと考えられる要因は、煙突排出ガスによる大気汚染物質の排出」としている場合がほとんどである。

しかし、本方法書6-2頁[図6-1-1 方法書関係地域]では、一見すると、旧上野市全域を影響評価しているかのように見えるが、実際は単に景観上の評価しかなされておらず、最も環境影響が大きい大気や水質といった本質的な影響評価は、事業実施区域境界から僅か200m程度の範囲しかなされていない。

したがって、これらの環境影響評価は、環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき、煙突から排出された大気汚染物質(放射性物質含む)の最大着地濃度の距離を推定し、それを基に関係地域を設定する必要がある。また、水質についても同様、当該事業場は淀川水系における飲料水源域であることから、平時の影響範囲のみならず、万が一の事故時における影響範囲も鑑みて、さらに下流域までを影響範囲とする必要がある。無論、これらによって行政区域をまたぐ場合は、然るべき手続きを経る必要がある。

(見 解 1)

本方法書の関係地域の範囲の算出にあたっては、環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月 環境省)等に基づいて選定しております。

また、方法書3-6頁に記載の風配図は、冬季においては西の風が多く出現しており、その他の時期では北北東の風が出現しております。ここで記載しております西の風とは、風が吹いてくる方向を表します。西の風の場合は、事業実施区域の東側の田畑や森林が存在する場所が風下となります。また、北北東の風の場合は、事業実施区域の南南西側の予野地区が風下となります。

なお、本事業は最終処分場増設計画であり、焼却施設のような大規模煙突を有する施設はございません。

また、万が一の事故時に備え、公共用水域に浸出液等が漏洩した場合は、超強力吸引車等により漏洩した浸出液等を回収し、周辺環境への影響を最小限に留めるよう体制を整えております。

(意見2)

(2)「本方法書」第3章「3-3 社会的状況」(3-52頁)について

意見

人文的見地からの影響評価の意味からも、「伊賀市」や「三重県」といった大きくくりな人口動態のみならず、事業場立地地区(予野区)を主として、隣接地区(白檜区、治田区、大滝区、桂区)や近接地区(古山地区各区、旧上野市各区、名張市北西部各区、奈良県旧月ヶ瀬村各区、奈良県山添村各区)の人口動態調査を詳細に行うこと。また、これらの人口推移調査により、当該事業場の何らかの影響がある可能性が否定できない場合は、その対応策としてこれまでのように地区役員を取り込み、反対意見を封殺したり、地区に法外な金(カネ)を配って住民をコントロールするのではなく、根本的な事業の見直し策(環境に与える影響が大きいとされる水源域から、環境に与える影響が小さいとされる河口域や海上域への事業場移転など)までも含め、清廉潔白な事業運営を行うこと。

意見の理由

「伊賀市」や「三重県」といった広範囲の人口動態調査では、伊賀市民や三重県民ではそもそも当該事業場が自分たちの生活に直接影響があるという認識が無いため、何ら動態調査の本質とはなり得ない。ただし、前述したような詳細な人口動態調査を行う場合は、その結果を裏付けるバックグラウンド値となるため、その調査も必須である。

事業場立地地区(予野区)や隣接地区(白檜区、治田区、大滝区、桂区)では、子どもの減少が著しく、一昨年は、140年以上続いた小学校が統廃合によって廃校されるなど、全国規模の少子化以上に地域の空洞化が著しい。地域に住まなくなった親世代はどこに住んでいるかという点、同じ伊賀市内(旧上野市域)のゆめが丘住宅地や、名張市の新興住宅地が多い。したがって、伊賀市や三重県の人口動態を調査・列記したところで、それは何ら意味を成さない。

これら、子育て世代の地区外移住は、その理由は様々なものがあると思われるが、大半の者の考えには、「長いモノに巻かれたくはないが、自分の意見を言う勇気も無い」、「みんなの村(地区)なのに、ごく一部の人間によって私物化、コントロールされている」という、地区の清廉潔白ではない行政運営への不満が根底にある。これが地域離れを助長し、結果として農業の担い手不足や、地区の自然環境や文化への無関心といった形で地域環境に悪影響を及ぼす結果となっているからである。

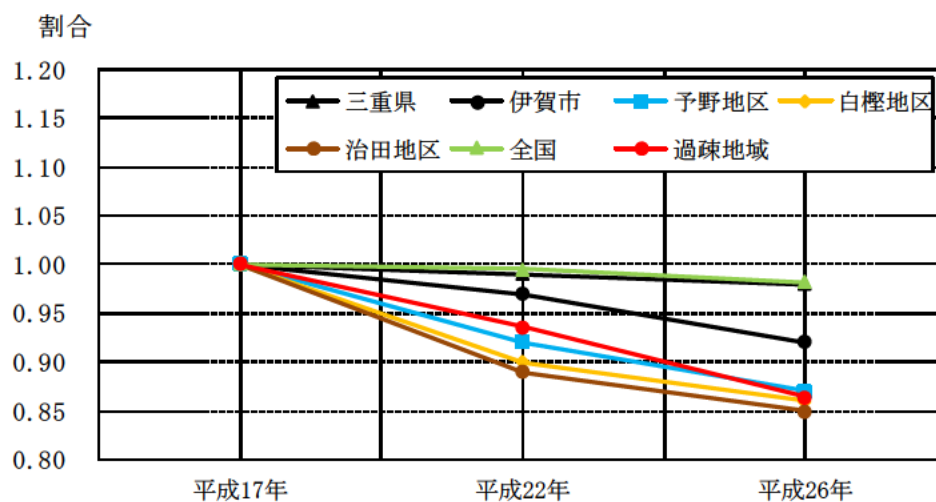
以上

(見 解2)

事業実施区域に近い予野地区、白檜地区及び治田地区について人口推移を確認しました。また、全国及び過疎地域についても人口推移を確認しました。人口推移調査結果を下図に示します。

図は平成 17 年を 1.00 とした各年の増減率です。人口の推移を見ると、予野地区、白檜地区及び治田地区については、全国、三重県及び伊賀市の人口減少率を下回る傾向を示しましたが、過疎地域と比較すると、平成 22 年は予野地区で概ね同程度、白檜地区及び治田地区では過疎地域の人口減少率を下回る傾向を示しました。平成 26 年では予野地区、白檜地区及び治田地区ともに過疎地域の人口減少率と概ね同程度の傾向を示しました。

平成 26 年の予野地区、白檜地区及び治田地区の人口減少率は、三重県及び伊賀市を下回るものの、過疎地の人口減少率と同程度であることから、当該地域が特異ではないと判断しました。



注) 平成26年の全国及び過疎地域のデータがないことから、平成27年のデータを用いた。

図-1 人口推移調査結果
(平成 17 年度を 1.00 とした割合)

出所：平成 17 年、平成 22 年及び平成 26 年刊「三重県統計書」(三重県)
平成 17 年、平成 22 年及び平成 26 年伊賀市人口統計 (伊賀市)
平成 19 年度第 1 回過疎問題懇談会「過疎地域の現況」(総務省)